

EU 司法裁判所、著名商標利用における「正当な理由」の判断基準を提示

2026 年 9 月 9 日

欧州連合（EU）司法裁判所（CJEU）は 9 月 8 日、EU 商標規則 2017/1001 第 9 条 2 項(c)および商標指令 2015/2436 第 10 条 2 項(c)・6 項に規定される著名商標保護に関し、「正当な理由（without due cause の反対概念）」の解釈を示した。

訴訟は、家具大手イケアの商標権者であるインター・イケア・システムズと、ベルギーの政治団体との間で争われたもの。同団体は、移民政策に関するキャンペーン「IKEA-PLAN（Immigratie Kan Echt Anders）」において、「IKEA」の名称や IKEA 商標と同一または類似の表示を使用していた。

EU 商標規則 2017/1001 第 9 条 2 項(c)および商標指令 2015/2436 第 10 条 2 項(c)は、著名商標と同一または類似の標章について、「正当な理由なく（without due cause）」商標の識別力や名声から不当に利益を得る、またはこれらに害する使用を禁止している。また、同指令第 10 条 6 項は、商品・サービスの識別目的以外での利用についても同様の保護を認めている。本件では、政治的意見表明や政治的パロディーが、この「正当な理由」に該当するかが争点となった。

裁判所は、政治的意見表明や政治的パロディーを含む表現の自由は、「正当な理由」となり得ると判断した。一方で、その可否は個別事案ごとに判断すべきであり、商標権者の知的財産権と利用者の表現の自由との比較衡量が必要とした。

具体的な考慮要素として、①利用者が善意で表現の自由を行使しているか、②当該表現が公共的議論に寄与しているか、③利用が商業的文脈で行われているか、④商標の著名性、⑤利用の強度・範囲・態様、⑥商標権者が当該政治的メッセージを支持しているとの印象を与える可能性などを挙げた。

その上で裁判所は、本件では政治団体が IKEA 商標の著名性を利用して政治メッセージを強化し、その拡散を図ったことや、IKEA 商標と極めて類似した表示が使用されたこと、利用が繰り返し行われたことなどから、当該利用が商標権者の権利・利益に優越する「正当な理由」に当たるとは認められない可能性が高いとの見解を示した。ただし、最終的な事実認定および侵害判断はベルギー国内裁判所に委ねた。

欧州連合商標規則（[特許庁ウェブサイト](#)より転載）

第 9 条 EU 商標によって与えられる権利

- (1) EU 商標の登録はその所有者に対し、その商標についての排他的権利を与える。
- (2) EU 商標の出願日又は優先日より前に取得された所有者の権利に不利な影響を与えることなく、EU 商標の所有者は、次の条件に該当する記号を、その同意を得ていない全ての第三者が商品又はサービスに関して業として使用することを防止する権利を有する。

（中略）

(c) 記号であって、それが EU 商標の登録対象である商品又はサービスと同一である、類似している、又は類似していない商品又はサービスに関して使用されるか否かに係わりなく、EU 商標と同一であるか又は類似しているもの。ただし、後者が欧州連合において名声を有していること、かつ、正当な理由のない、その記号の使用が EU 商標の識別力又は名声の不当な利用になるか、又はそれを害することが条件となる。

(後略)

欧州連合商標指令 2015/2436 (ジェトロ仮訳)

第 10 条 商標により付与される権利

2. 登録商標の出願日又は優先日より前に取得された権利を有する者の権利を害することなく、登録商標権者は、その承諾を得ていない第三者に対し、取引上、商品又は役務との関連において、次に掲げるいずれかの場合に該当する標識を使用することを禁止する権利を有する。

(中略)

(c) 当該標識が登録商標と同一又は類似しており、その標識が、当該商標が登録されている商品又は役務と同一、類似又は非類似の商品又は役務について使用されるか否かを問わず、当該商標が加盟国において名声 (reputation) を有している場合において、正当な理由なくその標識を使用することが、当該商標の識別力又は名声に不当に便乗し、又はこれらを害する場合。

(中略)

6. 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、商品又は役務を識別する目的での使用以外の標識の使用について、その標識の使用が正当な理由なく商標の識別力又は名声に不当に便乗し、又はこれらを害する場合における保護に関する加盟国の法令の適用を妨げるものではない。

—CJEU の判決文等は、以下参照—

➤ <https://infocuria.curia.europa.eu/tabs/document/C/2023/C-0298-23-00000000RP-01-P-01/ARRET/326215-FR-1-html> (フランス語)

(以上)